

社会保険

いばらき

4

4月から短時間労働者に対する適用対象が広がります

2017 April
NO.465

- 年金受給に必要な資格期間が25年から10年に短縮されます
- 健康診断のご案内
- 街角の年金相談センターをご利用下さい



「筑波路に咲く」(撮影・桜川市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

短時間労働者に対する厚生年金保険等の適用が拡大されています

平成28年10月から厚生年金保険・健康保険の適用対象者が拡大となり、週20時間以上働く**短時間労働者**^{※1}で、厚生年金保険の被保険者数が常時501人以上の法人・個人・地方公共団体に属する適用事業所および国に属する全ての適用事業所で働く方も厚生年金保険等の適用対象となっています。

※1「短時間労働者」とは、次の①～④の全ての要件を満たす労働者となります。

- ①週の所定労働時間が20時間以上あること
- ②雇用期間が1年以上見込まれること
- ③賃金の月額が8.8万円以上であること
- ④学生でないこと

本年4月から、短時間労働者に対する適用対象が広がります

この度、「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布となり、平成29年4月1日からは常時**500人以下の企業等**にも適用拡大され、**下記ア、イの事業所に勤務する短時間労働者も、新たに厚生年金保険等の適用対象となります。**

【新たに適用拡大となる事業所】

次のア又はイに該当する、**被保険者数が常時500人以下の事業所**

- ア、労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所
- イ、地方公共団体に属する事業所

注) 国に属する全ての事業所については平成28年10月から適用拡大を開始しています。

短時間労働者が厚生年金保険等の適用対象となると、将来、基礎年金に加え報酬比例の厚生年金を受け取ることができるようになるなどのメリットがあります。

新たな適用対象者にかかる手続きは以下のとおりです

ア. 労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所の手続き

○次の同意を得たことを証する書類（同意書）を添付して、本店または主たる事業所の事業主から平成29年4月以降に「任意特定適用事業所該当／不該当申出書」を提出してください。

- i. 従業員^{※2}の過半数で組織する労働組合の同意
 - i. に該当する労働組合がないときは ii、iii のいずれかの同意
- ii. 従業員の過半数を代表する者の同意
- iii. 従業員の二分の一以上の同意

○短時間労働者の「資格取得届」^{※3}を提出してください。

※2「従業員」とは、厚生年金保険の被保険者、70才以上被用者および短時間労働者を指します。

※3 短時間労働者の資格取得年月日は上記申出書の受理日（任意特定適用事業所該当日）となりますので、申出書を郵送で提出する場合は該当日をご確認のうえ資格取得届を提出してください。

イ. 地方公共団体に属する事業所の手続き

○平成29年4月以降、地方公共団体に属する全ての事業所の短時間労働者が新たに厚生年金保険等の適用対象となりますので、短時間労働者に該当する方がいる場合は**短時間労働者の「資格取得届」**を提出してください。

注) 事業所が適用拡大の対象となる際の「特定適用事業所該当届」の提出は不要です。なお、特定適用事業所該当通知書は送付いたしません。

○現在、厚生年金保険等の適用になっていない事業所で、短時間労働者に該当する方がいる場合は、短時間労働者の「資格取得届」とあわせて「健康保険・厚生年金保険 新規適用届」の提出が必要です。

年金受給に必要な資格期間が 25年から10年に短縮されます

これまで、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間(国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む)と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が、原則として25年以上必要でした。平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

(1) 年金請求書の送付

平成29年8月1日時点で、資格期間が10年以上25年未満の方には、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金記録をあらかじめ印字した年金請求書(短縮用)及び年金の請求手続きのご案内を日本年金機構からご本人宛送付します。請求手続きは平成29年8月1日以前でも可能です。「年金請求書(短縮用)」が届きましたら年金事務所等でお手続きをしてください。

※すべての加入期間が国民年金第1号被保険者期間の方は、市区町村でお手続きをしてください。

	生年月日	送付の時期
1	大正15年4月2日～昭和17年4月1日	平成29年2月下旬～3月下旬
2	昭和17年4月2日～昭和23年4月1日	平成29年3月下旬～4月下旬
3	昭和23年4月2日～昭和26年7月1日	平成29年4月下旬～5月下旬
4	昭和26年7月2日～昭和30年10月1日【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1日【男性】	平成29年5月下旬～6月下旬
5	昭和30年10月2日～昭和32年8月1日【女性】 大正15年4月1日以前生まれの方 共済組合等の期間を有する方	平成29年6月下旬～7月上旬

(2) 年金の受け取り

年金の決定後は、平成29年8月以降に「年金証書・年金決定通知書」をお送りします。お支払いは平成29年10月以降になります。

(3) ご相談・お手続きの際のご案内

日本年金機構では、平成28年10月から全国の年金事務所で年金相談の予約を実施しています。年金事務所の窓口での年金請求の手続きや、年金についての相談を希望する方は、ぜひ予約相談をご利用ください。予約の受付は「ねんきんダイヤル」で行っています。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165 (一般電話)

受付時間: 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

(4) ご注意ください

日本年金機構から年金請求書の送付のために手数料などの金銭の支払いを求めことや、銀行の口座番号を聞くことなどはありません。不審な電話や訪問にご注意ください。怪しいと感じたら、お近くの年金事務所又は警察に連絡してください。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

健康診断

生活習慣病予防健診(被保険者さまの健診)について

35歳～74歳の被保険者(ご本人)の方が対象の健診です。

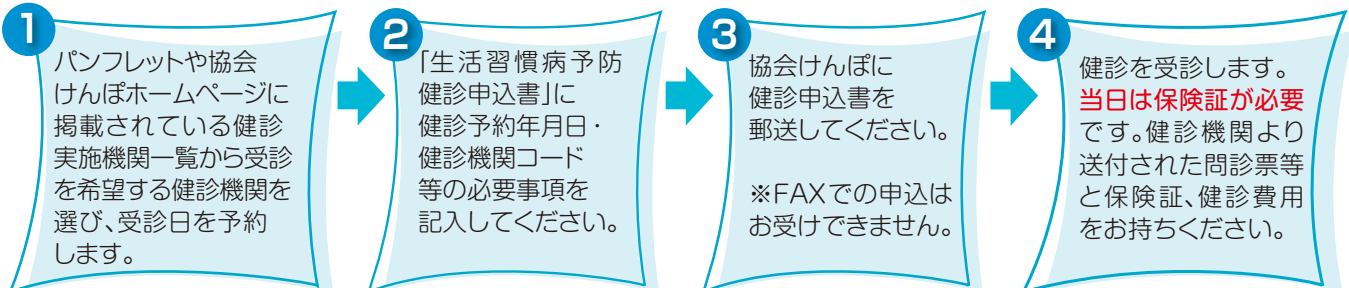
協会けんぽの
生活習慣病予防健診って

どういう健診?



- ◆ **がん検診の内容も含まれます!** (肺がん・胃がん・大腸がん等)
病気の早期発見やその後の治療に大変有効です。
- ◆ **とってもおトク!**
健診費用の約6割を協会けんぽが負担するので、**18,500円相当の健診を約7,000円の自己負担**で受けることができます。
- ◆ **定期健康診断の内容をすべて含みます!**
事業者が義務付けられた「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」の項目をすべて含んでいます。

受診までの流れ



詳しくは4月に事業所さまに届く
健診のご案内をご覧ください!



生活習慣病予防健診 Q&A



Q 通院中なので、健診を受診する必要はないのでは?

A いいえ。定期的に通院されている場合でも、健診によって**新たな病気を早期発見**できる場合もあります。かかりつけの医師とご相談の上、ぜひ健診を受診してください!



Q 会社の定期健診を受けていれば十分では?

A いいえ。生活習慣病予防健診は「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」の項目を全て含むだけでなく、がん検診(胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん)の内容など、定期健診には含まれない項目まで検査ができるので安心です!ぜひ受診してください!

のご案内

特定健康診査(被扶養者さまの健診)について

40歳～74歳の被扶養者(ご家族)の方が対象の健診です。

40歳～74歳の被扶養者(ご家族)さまが対象の健康診断で、基本的な項目に加え、医師が必要と判断した場合には詳細な項目も補助の対象となります。

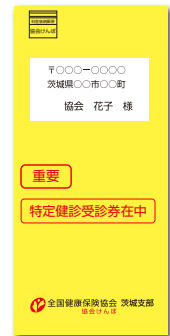
受診の際には、保険証・**特定健診受診券**・健診費用(自己負担額)が必要です。



『特定健診受診券』は4月にご自宅へお送りします

被扶養者(ご家族)さまが特定健康診査を受診する際に必要な『特定健診受診券』は、毎年4月に被保険者(ご本人)さまのご住所宛てにお送りしています。

なお、転居等に伴う住所不明などの理由によりお送りできなかった方の受診券は、事業主さま宛てにお送りします。お手数ですが、被保険者さまを通じ、被扶養者さまにお届けいただくようご協力をお願いいたします。



黄色の封筒 を必ず開封し、ご確認ください!

❖ 受診場所と自己負担額

個別健診	協会けんぽの契約医療機関で受診する場合の自己負担額は 1,916円 です。
集団健診	市町村が実施する集団健診の会場(保健センターや公民館など)で受診する場合の自己負担額は 500円 です。

お住まいの市町村では、**がん検診**も受けられます!
がん検診についての詳細は各市町村の広報をご覧ください、お住まいの市町村へお問い合わせください。

❖ 受診までの流れ

- 1 協会けんぽからご自宅に「特定健診受診券」が届きます
- 2 お住まいの市町村の集団健診の日程や受付時間を確認のうえ受診してください
※個別健診での受診もできます
- 3 受診の際には
・保険証
・**特定健診受診券**
・健診費用
をお持ちください

詳しくは協会けんぽのホームページをご覧ください!

お問い合わせ先

全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

☎029-303-1584 (保健グループ)

街角の年金相談センター(水戸・土浦) をご利用ください

年金相談や年金請求などの手続きが無料でできます。

「ご相談の際には、次のものをご用意ください。」

- 身分の確認ができるもの(運転免許証、パスポート、住基カード、保険証等)
- 基礎年金番号のわかるもの
- 認印

※代理人の方がご相談される場合には委任状が必要です。

街角の年金相談センター水戸



場所 / 310-0021 水戸市南町3-4-10
水戸 FF センタービル1階
(駐車場は隣の南町パーキングをご利用ください)

電話 / 029-231-6541

街角の年金相談センター土浦



場所 / 300-0037 土浦市桜町1-16-12
リーガル土浦ビル3階
(駐車場はウララ駐車場をご利用ください)

電話 / 029-825-2300

※両センターともお電話での相談は行っておりませんので、直接窓口にお越しください。

相談受付時間 / 毎週月曜日～金曜日(祝日及び12/29～1/3を除く)
午前8時30分～午後5時15分

※月曜日は午後7時まで受付時間を延長

※毎月第2土曜日は午前9時30分～午後4時(街角の年金相談センター土浦のみ)
(街角の年金相談センター水戸は第2土曜日は行っていません)

「街角の年金相談センター水戸・土浦」は日本年金機構から全国社会保険労務士会連合会へ委託され、茨城県社会保険労務士会が運営しております。